

Q&A：「分析機器・科学機器遺産」の認定制度

<全般的な質問>

1) 2012年度は両団体の会員のみが遺産認定に応募できたが、2013年度以降から広く一般からも応募ができると聞いているが、どうか？

(回答) その通りです。2013年度以降、両団体の会員以外からも広く応募が出来るようにしました。「分析機器・科学機器遺産」の認定募集要綱(概要)を確認し、応募してください。

2) 以前の遺産認定に応募して認定を得られなかったが、同一製品を再度応募することは可能か？

(回答) 再応募は可能です。

遺産認定の選定は、相対的な評価に基づくものです。認定が得られなかったとって遺産的価値がないわけではありません。また、優れた製品でありながら、評価が困難なため認定を見送らざるを得ない場合もございます。再応募の際は、選定の判断基準の柱となる、「技術的な重要度」または「社会的な貢献度」(詳しくは募集要綱④認定基準を参照ください)が伝わるような客観的な補足資料を付けることをお勧めします。

3) 日本分析機器工業会と日本科学機器協会の両方に加盟している場合、2団体×2件とし、合計4件を応募できるのか？

(回答) 合計4件の応募は出来ません。

2件の応募としてください。

4) 認定選定委員会の委員はどのように選定がされたのか？

(回答) 産学官から適切な有識者を選出しました。

5) 日本分析機器工業会と日本科学機器協会の理事会は、当制度と選定結果等を承認するとあるが、認定選定委員会が選定したものが拒否されることはあるのか？

(回答) よほどのことがない限り、認定選定委員会が選定したものを、両理事会が拒否することはありません。

遺産の認定品は、認定選定委員会が決定し、両理事会が承認をします。

6) 遺産の認定が両理事会で承認された後のスケジュールを教えて欲しい。

(回答) 先ず、7月中旬までに、応募者に認定の旨の通知を実施します。

合わせて、JASIS2016でのパネル展示のために、社史等の情報提供を依頼します。

また、JASIS2016での認定式の段取りについて、ご連絡します。

次に、9月7日のJASIS2016で認定式及びパネル展示を実施します。

7) 2016年度の当遺産の認定制度について、プレスリリース等は実施するのか？

(回答) プレスリリース等を実施する。

合わせて、両団体のWebにも掲載する。

8) 2016年度で「分析機器・科学機器遺産」認定事業を廃止すると聞いたが、どうか？

(回答) いいえ。今回第5回目を一つの区切りとし、来年度の募集は行わない予定ですが、廃止ではございません。

9) 当遺産を見学したい場合はどうすれば良いのか？

(回答) 2016年度本事業終了後、遺産のマップ(応募者、保存者、保存場所、連絡先、他)を作成し、本事業のWEBサイトに掲載する予定です。

<http://www.jaima.or.jp/jp/heritage/introduction.html>

このマップを基に、連絡先に連絡をし、見学等の許可を得てください。

<分析機器・科学機器遺産の認定制度>

<認定の指針と基準について>

1) 海外で開発製造された機器は、認定の応募対象となるのか？

(回答) 認定制度の 2)項及び 3-1)項に記載の通り、「発展史上の重要な成果を示すもの」や「日本国民の生活、経済、社会、文化に貢献」したものは、国内外を問わず、認定の応募対象となります。ただし、国内で現存しているものに限りです。

<認定対象の分類や保存について>

1) 現物も写真もないが、機器の開発のための貴重な技術文書や試料がある場合、認定の応募は可能か？

(回答) 認定の応募は可能です。

認定制度の 3-2)の②項に記載の通り、「歴史的意義のある技術や機器の関連文書並びに試料類」も対象となります。

2) 現物はあるが、自社で所有していない場合（保管していない場合）、認定の応募は可能か？

(回答) いいえ。応募は、所有者が行うことを原則としております。

所有者と相談されて、現物を譲渡してもらうか、あるいは所有者から応募してもらうように取り計らうかの対応が必要です。

3) 遺産の認定を受けた機器や関連文書並びに試料類は、永久的に認定を維持できるのか？

(回答) 認定は、下記を除き、永久的な維持は可能です。

- ・認定された当機器やその文書等が存在した証拠（エビデンス）がなくなった場合
- ・認定された当機器やその文書等の適切な保存維持ができなくなった場合

<認定対象の年代について>

1) 認定制度の 3-3)項に、「認定対象の年代は概ね産業革命以降の工業化がなされた時代以降とする。」とあるが、例えば江戸末期以前の機器は認定の応募対象とはならないのか？

(回答) 認定の応募は可能です。

認定制度の 3-3)項は目安と考えてください。

<その他>

1) 遺産の認定審査はどのように実施されるのか？

(回答) 先ず、認定選定委員会が認定基準を基に、応募品等の書類審査を実施します。

書類審査で疑義や詳細な確認が必要な場合は、応募者等にヒアリング等を実施します。

また、並行して、両工業会の事務局により応募品の機器や関連文書並びに試料類の存在の証拠（エビデンス）を確認します。

上記の結果を基に、総合的に審査を実施します。

2) 遺産の認定を受けた後、認定維持のための監査（定期、不定期）等はあるのか？

(回答) 原則として、監査は実施しません。

尚、遺産の保存は、認定を受けた方の責任と考えていますが、定期的に保存の状態等のヒアリングを予定しています。

詳細は別途、ご連絡します。

以上